

2023年度

# CFP<sup>®</sup>試験 課目別攻略法！

## (リスクと保険)

# TAC

このレジュメの著作権は、TAC株式会社または権利者に帰属しており、当社に無断で複製、改変、転載、転用、インターネット上にアップロードする等の著作権を侵害する行為は法律によって禁止されております。

CFP<sup>®</sup>、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER<sup>®</sup>、サーティファイド ファイナンシャル プランナー<sup>®</sup>は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

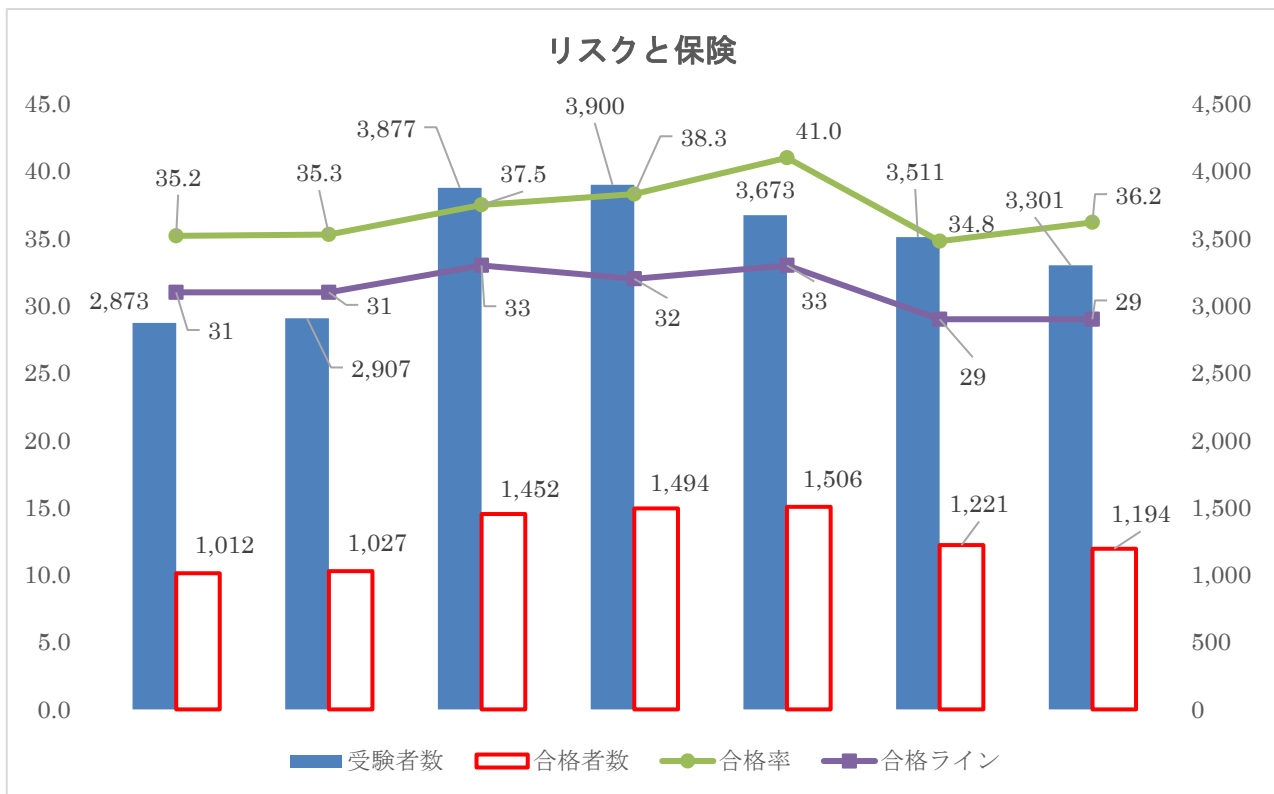
# Ⅰ. 合格率・合格ラインの推移(リスク)

2014 年第 1 回試験から課目別合格ラインを公表しています。

## ■ リスクと保険

実施	2019 年度 第 1 回	2019 年度 第 2 回	2020 年度 第 2 回	2021 年度 第 1 回	2021 年度 第 2 回	2022 年度 第 1 回	2022 年度 第 2 回
受験者数	2,873 名	2,907 名	3,877 名	3,900 名	3,673 名	3,511 名	3,301 名
合格者数	1,012 名	1,027 名	1,452 名	1,494 名	1,506 名	1,221 名	1,194 名
<b>合格率</b>	<b>35.2%</b>	<b>35.3%</b>	<b>37.5%</b>	<b>38.3%</b>	<b>41.0%</b>	<b>34.8%</b>	<b>36.2%</b>
<b>合格ライン</b>	<b>31 問</b>	<b>31 問</b>	<b>33 問</b>	<b>32 問</b>	<b>33 問</b>	<b>29 問</b>	<b>29 問</b>

※2020年度第1回は中止。



## II. 課目別攻略法(リスク)

### (1) 出題傾向の分析

50問の出題を大きく分類すると前半30問が「生命保険関連(第三分野を含む)」、後半20問が「損害保険関連」となります。それぞれの分野において、保険金の計算問題、さまざまな税務処理、法人契約の経理処理などが出題されます。

保険金の計算問題では数ページにわたる「**保険約款**」を読み解いて、死亡時の保険金、けがや病気で入院・手術したときの保険金を計算する問題等がよく出題されます。また、近年の頻出論点として、「**小額短期保険制度**」「**生命保険料控除**」「**医療費控除**」「**生命保険の名義変更**」「**二次相続対策**」「**ポイント制退職金**」「**個人型確定拠出年金**」「**医療保険料の計算**」「**火災保険の約款読み取り**」「**地震保険**」「**住宅総合保険**」「**自動車保険・自賠償保険**」などがあります。出題傾向が大きく変わることはなく推移していますが、法改正や制度改正など最新の情報は出題されやすい傾向にあります。

### (2) 効率よく得点するには

2級(AFP)の試験に比べてさらに深い内容まで問われますが、なかには2級の知識とそれほど難易度の変わらない問題も出題されます。他の課目と同じように、まずは基本問題を落とさないことが大切です。

保険料の支払いや保険金の受け取りの際の「**税金**」に関する問題が10問ほど出題されています。「**タックスプランニング**」「**相続・事業承継**」関連の問題を確実に解けるようにしておくことが合格には必要です。このため「**タックスプランニング**」「**相続・事業承継**」を同時に学習するか、先行して合格していると効率的に得点を伸ばすことができます。

また、「**保険金の計算**」「**保険の見直し**」や「**法人の経理処理**」を問う問題も多く出題されますが、保険約款を中心としたたくさんの資料からの読み取りが必要なため、スピードも重要な課目です。

毎回出題される頻出論点を確実に習得し、余裕があれば他の論点も確認しておきましょう。何よりも問題を多く解くことが合格の秘訣です。

### (3) 必要な学習時間

講義時間を除き、**40～50時間程度**が目安となります。多く出題される分野に時間を割く、問題を解く時間をできるだけ多く確保するなど、工夫して効率的な学習を心がけてください。

## (4) 本試験問題を見てみよう

### ① 2級(AFP)レベルの問題

(問題37)

(設問A) 谷口さんが契約している自動車保険および自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

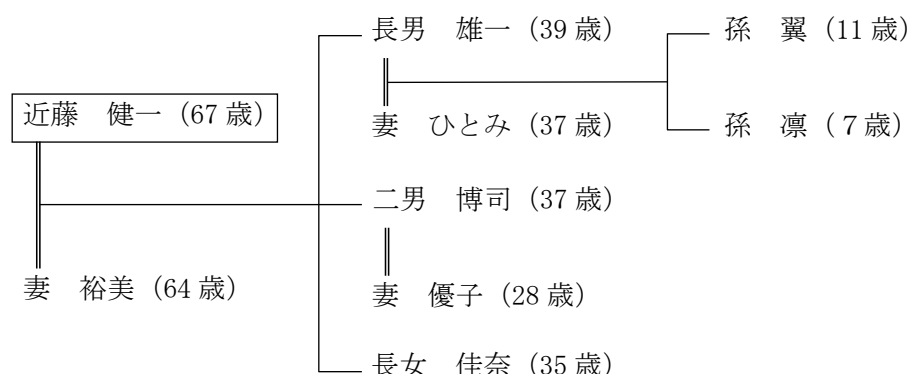
1. 谷口さんの妻が被保険自動車を運転して駐車場から出庫する際に、誤って駐車場の壁面に衝突しケガをして通院した場合、被保険自動車の自賠責保険の補償の対象となる。
2. 谷口さんの長女が被保険自動車を運転中に、他の自動車と衝突して同乗していた長女の友人がケガをして入院した場合、被保険自動車の自賠責保険の補償の対象となる。
3. 谷口さんが被保険自動車を運転中に、歩行者に接触しケガをさせてしまった場合、対人賠償責任保険の補償の対象となる。
4. 谷口さんの二男が友人の自動車(個人所有の自家用普通乗用車)を運転中に、歩行者に接触しケガをさせてしまった場合、他車運転危険担保特約の補償の対象となる。

正解 1

出典：CFP資格審査試験(2022年度第1回)  
日本FP協会  
「リスクと保険」問題37

## ② 2級（AFP）とCFPの中間レベルの問題

[親族関係図]



[状況等]

- ・ 健一さんは非上場の株式会社VZ社の代表取締役社長、長男の雄一さんが取締役となっている。なお、健一さんは雄一さんにVZ社の経営を継いでもらいたいと考えている。
- ・ 二男の博司さんは、自ら創業したVA社を経営しており、VZ社に入社する予定はない。
- ・ 長女の佳奈さんは、生まれつき知的障害があり、健一さん夫婦と同居している。
- ・ 健一さんの相続発生時には、法定相続人以外で相続等により財産を取得する者はおらず、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。
- ・ 健一さん夫婦は、孫の翼さんと凜さんを養子縁組していないものとする。

[生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	死亡保険金額
①	健一さん	健一さん	裕美さん	2,000万円
②			雄一さん	4,000万円
③			佳奈さん	4,000万円
④			ひとみさん	1,000万円
⑤	VZ社		VZ社	10,000万円

※VZ社が受け取る死亡保険金は全額死亡退職金として支払うものとする。

[VZ社の役員退職慰労金規程における死亡退職金の条文抜粋]

### 第●●条（死亡役員に対する死亡退職金等）

死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、労働基準法施行規則第42条から45条に基づき、配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位で支給するものとする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(問題 20)

(設問A) 現時点で健一さんが死亡した場合に支払われる生命保険金および死亡退職金のうち、裕美さんと雄一さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。


- |         |          |      |         |
|---------|----------|------|---------|
| 1. 裕美さん | 9,600万円  | 雄一さん | 3,200万円 |
| 2. 裕美さん | 10,800万円 | 雄一さん | 3,600万円 |
| 3. 裕美さん | 11,600万円 | 雄一さん | 3,200万円 |
| 4. 裕美さん | 12,000万円 | 雄一さん | 4,000万円 |

正解 1

出典：CFP資格審査試験（2022年度第2回）  
日本FP協会  
「リスクと保険」問題20（一部修正）

### ③ CFPレベルの問題

<資料1> T A社「保険証券」

保険証券番号 ×××-××××		保険種類 定期保険特約付終身保険	
保険契約者	井川 昭雄 様	ご印鑑 	契約日：2007年4月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円
被保険者	井川 昭雄 様 契約年齢 38歳 男性 1968年8月23日		
死亡保険金受取人	井川 桃子 様 (妻)	受取割合 100%	

#### ■ご契約内容

主契約・特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額
終身保険	終身	保険金額 50万円 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。
定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額 350万円 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。
収入保障保険特約	10年 (更新型)	年額 100万円 ◇死亡または所定の高度障害状態になったとき、10年間にわたって年金を支払います。
特定疾病保障定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額 100万円 ◇特定疾病 (がん・急性心筋梗塞・脳卒中) により所定の状態になったとき、特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態になったとき、高度障害保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。
傷害特約	10年 (更新型)	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金 (保険金額の100%～10%) を支払います。
災害入院特約	10年 (更新型)	日額 5,000円 ◇不慮の事故で1日以上入院のとき、災害入院給付金を支払います。 ◇同一事由の1回の災害入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。
疾病入院特約	10年 (更新型)	日額 5,000円 ◇病気で1日以上入院のとき、疾病入院給付金を支払います。 ◇病気や不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金 (疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍) を支払います。 ◇同一事由の1回の疾病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。
生活習慣病入院特約	10年 (更新型)	日額 5,000円 ◇所定の生活習慣病 (がん、心疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病) で1日以上入院のとき、生活習慣病入院給付金を支払います。 ◇所定の生活習慣病 (がん、心疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病) で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて生活習慣病手術給付金 (生活習慣病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍) を支払います。 ◇同一事由の1回の生活習慣病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。
特定損傷特約	10年 (更新型)	1回 5万円 ◇不慮の事故で180日以内に骨折、腱の断裂、関節脱臼の治療をしたとき、特定損傷給付金を支払います。

#### 裏書事項

保険証券番号 ×××-××××	承認
代理請求特約付加 (2010年4月1日)	T A生命

<資料 2 - 1 > T B 社「保険提案書」

<p><b>ご提案書</b></p> <p>保険種類：米ドル建一時払終身医療保険（低解約返戻金型）</p>	<p>（ご契約者） 井川 昭雄 様                  （被保険者） 井川 昭雄 様                  （年齢・性別） 53 歳・男性</p> <p>予定契約日：2022 年 7 月 1 日                  一時払保険料：100,000.00 米ドル                  保険料払込方法：一時払                  健康給付特則：付加する</p>
---	---

【イメージ図】

3 年ごとに健康給付金を受け取れます。

A 健康給付金額 <被保険者が生存している場合>

一生涯の医療保障

B 疾病入院給付金額 <病気で入院した場合>  
 C 災害入院給付金額 <ケガで入院した場合>  
 D 手術給付金額 <手術を受けた場合>  
 E 放射線治療給付金額 <放射線治療を受けた場合>

一時払保険料

一生涯の死亡保障

F 死亡保険金額 (一時払保険料と同額)

解約返戻金額

▲契約日 ▲11年 ▲30年

保険期間：終身

		60 日型
A	健康給付金額（3 年ごと）	1,162.90 米ドル
B	疾病入院給付金額（1 日につき）	116.29 米ドル
C	災害入院給付金額（1 日につき）	116.29 米ドル
D	手術給付金額（1 回につき）	1,162.90 米ドル
E	放射線治療給付金額（1 回につき）	1,162.90 米ドル
F	死亡保険金額	100,000.00 米ドル



<資料 2-2> T B 社「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」

（注）「◇主な特約について」に記載の特約は、昭雄さんが T B 社から受けている提案にはすべて付加されている。

◇保障内容について

■被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当した場合、給付金・保険金が支払われます。

給付金・保険金	お支払事由	支払額	受取人
疾病入院給付金	責任開始日以後に発病した疾病の治療を目的として入院したとき	入院給付金日額×入院日数	被保険者
災害入院給付金	責任開始日以後に発生した所定の不慮の事故の日から、その日を含めて 180 日以内に、傷害の治療を目的とした入院を開始したとき	入院給付金日額×入院日数	
手術給付金	責任開始日以後に生じた疾病や傷害の治療を目的として公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術を受けたとき	入院給付金日額の 10 倍	
放射線治療給付金	責任開始日以後に生じた疾病や傷害の治療を目的として公的医療保険制度の給付対象となる所定の放射線治療（血液照射は除く）を受けたとき	入院給付金日額の 10 倍	
健康給付金 ※健康給付特則付加	対象期間中* <sup>1</sup> に疾病入院給付金または災害入院給付金のいずれも支払がなく* <sup>2</sup> 、対象期間満了時に生存しているとき	入院給付金日額の 10 倍（健康給付倍率）	契約者
死亡保険金	亡くなられたとき	一時払保険料相当額	死亡保険金受取人

\* 1 対象期間とは、契約日または健康給付金支払日（契約日から 3 年ごとの年単位の契約応当日）からその直後に到来する健康給付金支払日の前日までの期間をいいます。

\* 2 対象期間中の入院に対し支払われる給付金が対象となります。  
入院給付金の支払いがあっても、対象期間中の入院給付金の合計額が、入院給付金日額の 10 倍を下回る場合には、支払事由が生じたものとみなして、次の金額を支払います。

$$\text{健康給付金の支払額（米ドル）} = (\text{入院給付金日額の 10 倍}) - (\text{対象期間中の入院給付金の合計額})$$

手術給付金、放射線治療給付金の支払いがあっても、健康給付金からは減額されません。

◇入院給付金の支払限度について

■ 1 回の入院についての支払限度日数は、次のとおりとなります。

支払限度の型	1 回の入院についての支払限度日数	通算支払限度日数
60 日型	60 日	1,095 日

※支払限度日数、通算支払限度日数は疾病入院給付金・災害入院給付金のそれぞれに対して設定されます。

■ 疾病入院給付金と災害入院給付金のいずれも通算支払限度に達した場合でも、ご契約は継続します。

■ 次の場合、2 回以上の入院でも 1 回の入院とみなして支払限度を適用します。

- ・ 同一の疾病によって、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上された場合は、1 回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院に限ります。
- ・ 同一の不慮の事故によって、災害入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上された場合は、1 回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院に限ります。

◇主な特約について

■保険料円入金特約

外貨建ての保険料を円で払い込むことができます。

■入院給付金等支払通貨指定特約

外貨建ての給付金をご指定の通貨（円または米ドル）で受け取ることができます。

■円支払特約Ⅱ

外貨建ての解約返戻金・死亡保険金を円で受け取ることができます。

◇特約の付加に当たって、適用される為替レートと換算基準日は以下のとおりです。

付加する特約	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約	一時払保険料（相当額）	一時払保険料（相当額）の受領日	T T M+50 銭
入院給付金等支払通貨指定特約（円で受け取る場合）	・疾病入院給付金 ・災害入院給付金 ・手術給付金 ・放射線治療給付金 ・健康給付金	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	T T M
円支払特約Ⅱ	・解約返戻金 ・死亡保険金	必要書類が当社の本店に到着した日	T T M-50 銭

※T T M（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。なお、1日のうちにT T M（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値となります。

（問題 9）

（設問 A）C F P®認定者は、昭雄さんが交通事故により死亡した場合の保障内容について説明した。2022年 8 月に昭雄さんが交通事故で頸椎を骨折し、約款に定められた所定の手術（公的医療保険制度の給付対象、＜資料 1＞手術給付金の給付倍率は20倍）を受け、3日間継続して入院した後に死亡した場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、以下の＜条件＞に基づくこと。

＜条件＞

- ・換算基準日のT T Mは111.50円とする。
- ・金額の計算について、計算過程では端数処理を行わず、保険金・給付金ごとに円未満を切り上げること。

1. T B社よりT A社の方が、3,896,436円多い。
2. T B社よりT A社の方が、7,896,436円多い。
3. T B社よりT A社の方が、8,846,436円多い。
4. T B社よりT A社の方が、8,896,436円多い。

正解 4

出典：C F P資格審査試験（2022年度第1回）  
日本F P協会  
「リスクと保険」問題9（一部修正）

#### ④ この課目ならではの問題

##### (問題 1)

(設問A) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相談者A : 夫は、契約時に慢性膵炎の通院歴を告知書に記入するのを忘れました。契約から1年後に、慢性膵炎を原因とする膵臓がんで死亡しましたが、告知義務違反と言われ死亡保険金が支払われませんでした。故意ではないですし、他の項目は告知したので支払ってほしいです。

CFP®認定者 : 契約時に、事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をしたりすると告知義務違反となり、契約や特約が解除され、保険金や給付金が受け取れないことがあります。ただし、今回のケースでは告知義務違反に該当することはなく、死亡保険金は支払われます。

2. 相談者B : 医療保険契約の失効後に入院しました。入院給付金を受け取ることは可能でしょうか。

CFP®認定者 : 失効後の保険料を払い込み、所定の診査または告知を行えば契約が復活できる場合があります。復活すると、失効後の入院に対しても入院給付金が支払われます。

3. 相談者C : 1年前に入院した時の医療保険の入院給付金を請求し忘れていました。時効になっていないか心配です。

CFP®認定者 : 保険法によれば、保険給付を請求する権利は、行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。ただし、3年経過後も請求できる場合もあるため、保険会社に確認してみるとよいでしょう。

4. 相談者D : 夫が保険契約者(保険料負担者)・保険金受取人で、被保険者が妻(私)である終身保険に加入しています。夫を信頼できなくなり離婚することになったので、この保険を解約してほしいのですが、可能でしょうか。

CFP®認定者 : 奥さまは被保険者ですが、保険契約者ではなく、保険料も負担していないので、奥さまがご主人に対しこの保険の解約を請求することはできません。

正解 3

出典 : CFP資格審査試験(2022年度第2回)  
日本FP協会  
「リスクと保険」問題1

